

**令和6年**

**障害者総合支援法関係事業者説明会資料**

(事業のご案内)



**令和6年3月27日**  
**姫路市 障害福祉課**



# 障害福祉サービス等事業所向け無料弁護士相談事業

新規

## 対象

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所

## 事業内容

障害福祉サービス等の利用者やその家族からのハラスメント（セクハラ、暴言・暴力等）等に関する**無料弁護士相談を月1回**行います。

## 利用方法

- ① 公表された日程（※）を見て、障害福祉課に電話し、希望時間等を予約
  - ② 相談シートを作成
  - ③ 予約時間の5分前に来所
- ※日程は別途お知らせします。

## 場所

姫路市役所本庁舎2階 介護保険課相談室



# 障害福祉サービス事業所等向け**処遇改善加算取得促進支援事業**

**新規**

## 対象

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所

## 事業内容

市が委託した委託事業者が事業所を訪問し、個々の事例に応じて個別具体的に、処遇改善加算等の新規取得やより上位の区分の加算取得に必要な**助言、指導、各種書類の作成補助等**を行う。

## 利用方法

委託事業者あてに電話予約する。予約後に訪問日程等を調整する。

※詳細については、別途お知らせします。

**5/1から実施予定**

## 実施件数

20事業所（予定）



# 放課後等デイサービス人材確保事業の概要

新規・4/1から実施予定

## 内容

令和6年4月以降に新規開設した放課後等デイサービス事業所において常勤・専従職員として雇用された児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士に一時金を交付します。

(注) 市内の児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所に、過去1年以内に上記職種で勤務した場合は対象外です。

## 給付額

- ・児童発達支援管理責任者 月2万円（最大3年間）
- ・児童指導員及び保育士 月1万円（最大3年間）

※ 重症心身障害児、医療的ケア児を主な対象とする放課後等デイサービス事業所の場合 月1万円加算（最大1年間）

## 利用方法

- ① 申請書類 申請書、誓約書、経歴書、添付書類（資格証等）、雇用証明書  
放課後等デイサービス事業所が取りまとめて、障害福祉課に提出
- ② 請求書類 実績報告書・請求書  
申請年度の3月末付で実績報告書を取りまとめて障害福祉課に提出  
⇒5月頃に1年分まとめて、雇用された職員の口座に振込

